

令和4年 第15回 福岡市東区選挙管理委員会

10月25日（火）

【 議 題 】

- 1 議案第67号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第68号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 3 議案第69号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 4 議案第70号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 5 議案第71号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について
- 6 議案第72号 福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- 7 議案第73号 福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 8 議案第74号 福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 9 議案第75号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 10 議案第76号 福岡市長選挙における投票所の指定について
- 11 議案第77号 福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

- 12 議案第 78 号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 13 議案第 79 号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

< 次 回 >

委員会 令和 4 年 11 月 5 日（土）午前 10 時 00 分～

議案第 67 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,109 人 |
| | 内訳 死亡者 | 351 人 |
| | 市外転出者 | 758 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 4 年 10 月 25 日 |

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条 (登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条 (表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和4年10月25日 抹消者数

参考①

投	票	区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	馬出	第一	2	3	5	14	18	32	16	21	37
2	馬出	第二	3	5	8	9	9	18	12	14	26
3	箱崎	第一	2	5	7	14	11	25	16	16	32
4	箱崎	第二	7	1	8	11	12	23	18	13	31
5	箱崎	第三	4	1	5	11	17	28	15	18	33
6	筥松	第一	0	3	3	15	11	26	15	14	29
7	筥松	第二	4	6	10	18	24	42	22	30	52
8	筥松	第三	2	2	4	20	9	29	22	11	33
9	松島	第一	0	2	2	11	6	17	11	8	19
10	松島	第二	2	4	6	15	13	28	17	17	34
11	名島	第一	7	6	13	12	8	20	19	14	33
12	名島	第二	4	7	11	5	8	13	9	15	24
13	千早	早	2	2	4	17	20	37	19	22	41
14	千早	西	4	3	7	8	8	16	12	11	23
15	香	陵	6	4	10	4	3	7	10	7	17
16	香	椎	6	5	11	6	6	12	12	11	23
17	城	浜	4	4	8	0	2	2	4	6	10
18	多々良	第一	5	6	11	17	11	28	22	17	39
19	多々良	第二	1	3	4	2	0	2	3	3	6
20	八	田	6	4	10	6	4	10	12	8	20
21	青葉	第一	4	4	8	6	8	14	10	12	22
22	青葉	第二	5	4	9	2	1	3	7	5	12
23	舞松原	第一	2	3	5	1	2	3	3	5	8
24	舞松原	第二	1	3	4	9	9	18	10	12	22
25	若宮	第一	4	1	5	3	2	5	7	3	10
26	若宮	第二	0	2	2	5	4	9	5	6	11
27	香椎	第一	1	0	1	10	8	18	11	8	19
28	香椎	第二	1	0	1	7	11	18	8	11	19
29	香椎下原	第一	5	0	5	6	7	13	11	7	18
30	香椎下原	第二	7	4	11	21	15	36	28	19	47
31	香椎東	第一	6	3	9	5	5	10	11	8	19
32	香椎東	第二	4	0	4	3	4	7	7	4	11
33	香住ヶ丘	第一	9	7	16	17	11	28	26	18	44
34	香住ヶ丘	第二	1	0	1	8	10	18	9	10	19
35	和白	第一	3	7	10	9	7	16	12	14	26
36	和白	第二	4	5	9	8	9	17	12	14	26
37	三	苦	7	7	14	9	6	15	16	13	29
38	奈多	第一	7	13	20	6	6	12	13	19	32
39	奈多	第二	4	2	6	3	1	4	7	3	10
40	美和台	第一	5	4	9	7	3	10	12	7	19
41	美和台	第二	5	4	9	7	7	14	12	11	23
42	和白東	第一	7	6	13	4	5	9	11	11	22
43	和白東	第二	5	3	8	4	7	11	9	10	19
44	西戸崎	第一	7	4	11	3	2	5	10	6	16
45	西戸崎	第二	3	0	3	1	1	2	4	1	5
46	志賀	第一	2	3	5	0	0	0	2	3	5
47	志賀	第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	志賀	第三	1	2	3	0	0	0	1	2	3
49	照葉	第一	0	0	0	1	1	2	1	1	2
50	照葉	第二	2	1	3	15	11	26	17	12	29
合計			183	168	351	395	363	758	578	531	1,109

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和4年9月1日現在登録者数			令和4年10月25日消			移替									令和4年10月25日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計			
							男	女	計	男	女	計									
1 馬出第一	2,644	2,977	5,621	16	21	37												0	2,628	2,956	5,584
2 馬出第二	2,189	2,316	4,505	12	14	26												0	2,177	2,302	4,479
3 箱崎第一	2,639	3,007	5,646	16	16	32												0	2,623	2,991	5,614
4 箱崎第二	3,018	2,993	6,011	18	13	31												0	3,000	2,980	5,980
5 箱崎第三	2,817	3,284	6,101	15	18	33												0	2,802	3,266	6,068
6 菅松第一	2,861	2,589	5,450	15	14	29												0	2,846	2,575	5,421
7 菅松第二	3,689	3,806	7,495	22	30	52												0	3,667	3,776	7,443
8 菅松第三	3,190	2,905	6,095	22	11	33												0	3,168	2,894	6,062
9 松島第一	2,985	2,454	5,439	11	8	19												0	2,974	2,446	5,420
10 松島第二	3,163	3,231	6,394	17	17	34												0	3,146	3,214	6,360
11 名島第一	4,475	4,943	9,418	19	14	33												0	4,456	4,929	9,385
12 名島第二	1,943	2,120	4,063	9	15	24												0	1,934	2,105	4,039
13 千早	4,559	5,953	10,512	19	22	41												0	4,540	5,931	10,471
14 千早西	2,465	2,890	5,355	12	11	23												0	2,453	2,879	5,332
15 香陵	2,066	2,497	4,563	10	7	17												0	2,056	2,490	4,546
16 香椎浜	2,732	3,579	6,311	12	11	23												0	2,720	3,568	6,288
17 城浜	1,094	1,530	2,624	4	6	10												0	1,090	1,524	2,614
18 多々良第一	4,990	4,429	9,419	22	17	39												0	4,968	4,412	9,380
19 多々良第二	1,042	1,202	2,244	3	3	6												0	1,039	1,199	2,238
20 八田	2,501	3,134	5,635	12	8	20												0	2,489	3,126	5,615
21 青葉第一	2,509	2,934	5,443	10	12	22												0	2,499	2,922	5,421
22 青葉第二	1,980	2,211	4,191	7	5	12												0	1,973	2,206	4,179
23 舞松原第一	1,748	1,992	3,740	3	5	8												0	1,745	1,987	3,732
24 舞松原第二	2,144	2,567	4,711	10	12	22												0	2,134	2,555	4,689
25 若宮第一	2,441	2,693	5,134	7	3	10												0	2,434	2,690	5,124
26 若宮第二	1,434	1,503	2,937	5	6	11												0	1,429	1,497	2,926
27 香椎第一	2,854	3,089	5,943	11	8	19												0	2,843	3,081	5,924
28 香椎第二	2,201	2,552	4,753	8	11	19												0	2,193	2,541	4,734
29 香椎下原第一	1,595	1,661	3,256	11	7	18												0	1,584	1,654	3,238
30 香椎下原第二	4,525	4,113	8,638	28	19	47												0	4,497	4,094	8,591
31 香椎東第一	2,930	3,160	6,090	11	8	19												0	2,919	3,152	6,071
32 香椎東第二	2,450	2,714	5,164	7	4	11												0	2,443	2,710	5,153
33 香住ヶ丘第一	4,547	4,377	8,924	26	18	44												0	4,521	4,359	8,880
34 香住ヶ丘第二	2,381	2,781	5,162	9	10	19												0	2,372	2,771	5,143
35 和白第一	2,424	2,593	5,017	12	14	26												0	2,412	2,579	4,991
36 和白第二	2,751	3,094	5,845	12	14	26												0	2,739	3,080	5,819
37 三苦	3,554	3,828	7,382	16	13	29												0	3,538	3,815	7,353
38 奈多第一	2,366	2,738	5,104	13	19	32												0	2,353	2,719	5,072
39 奈多第二	1,193	1,393	2,586	7	3	10												0	1,186	1,390	2,576
40 美和台第一	2,956	3,402	6,358	12	7	19												0	2,944	3,395	6,339
41 美和台第二	3,129	3,631	6,760	12	11	23												0	3,117	3,620	6,737
42 和白東第一	2,605	2,857	5,462	11	11	22												0	2,594	2,846	5,440
43 和白東第二	2,335	2,573	4,908	9	10	19												0	2,326	2,563	4,889
44 西戸崎第一	1,820	2,060	3,880	10	6	16												0	1,810	2,054	3,864
45 西戸崎第二	580	653	1,233	4	1	5												0	576	652	1,228
46 志賀第一	428	498	926	2	3	5												0	426	495	921
47 志賀第二	74	103	177	0	0	0												0	74	103	177
48 志賀第三	109	123	232	1	2	3												0	108	121	229
49 照葉第一	1,279	1,371	2,650	1	1	2												0	1,278	1,370	2,648
50 照葉第二	3,060	3,373	6,433	17	12	29												0	3,043	3,361	6,404
合計	123,464	134,476	257,940	578	531	1,109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122,886	133,945	256,831

議案第 68 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 抹消する者の数 2 人
内訳 住民票が新たに作成された後 4 箇月を経過した者 2 人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和 4 年 10 月 25 日

(根拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第 69 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 登録する者の数 | 1 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和 4 年 10 月 25 日 |

※参考: 在外選挙人登録数 (東区)			
男	41 人	女	98 人
計	139 人		
(R4. 10. 25 委員会終了後)			

(根 拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

第三十条の六 (在外選挙人名簿の登録)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 前条第一項の規定

第三十条の五 (在外選挙人名簿の登録の申請)

年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

議案第 70 号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙における東区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 場所 福岡市東区箱崎二丁目 54 番 1 号
福岡市東区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和 4 年 11 月 6 日 午後 6 時から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。
- ・告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和 30 年福岡県選挙管理委員会規程第 44 号）第 2 条において準用する公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和 30 年福岡県選挙管理委員会規程第 41 号）第 35 条第 3 項

公職選挙法

第一百七十五条（投票記載所の氏名等の掲示）

市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、（略）その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（略）の掲示をしなければならない。

- 3 第一項の掲示の掲載の順序は、（略）くじで定める順序による。
公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

議案第 71 号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙における東区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2 段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第 1 とし、2 番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第 2 とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

・議決 公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。

公職選挙法

第一百七十五条（投票記載所の氏名等の掲示）

市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、（略）その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（略）の掲示をしなければならない。

3 第一項の掲示の掲載の順序は、（略）くじで定める順序による。

議案第 72 号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第 144 条の 2 及び福岡市選挙ポスター掲示場設置条例第 1 条の規定による。

公職選挙法

第百四十四条の二 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

- 7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。
- 8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第一百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。
- 9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合には、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。
- 10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

福岡市選挙ポスター掲示場設置条例

第1条 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第8項の規定に基づき、法第143条第1項第5号のポスター掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設置する。

令和4年11月20日執行予定
福岡市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	番号	場	所
1 馬 出 第 一	1	福岡市東区馬出一丁目12番27号	馬出小学校正門横
	2	福岡市東区馬出一丁目21番2号	馬出東市営団地2棟フェンス
	3	福岡市東区馬出五丁目12番	道具山神社横
	4	福岡市東区馬出二丁目1番	九大医学部東門横(あかり薬局前)
	5	福岡市東区馬出一丁目5番	東公園・球技広場前
	6	福岡市東区馬出五丁目21番	馬出御所ノ内公園北側
	7	福岡市東区馬出一丁目12番27号	馬出小学校裏門横
	8	福岡市東区馬出六丁目8番	米田公園フェンス
2 馬 出 第 二	1	福岡市東区馬出三丁目11番1号	福岡中学校正門横
	2	福岡市東区馬出三丁目1番1号	九大医学部北側グランドフェンス
	3	福岡市東区馬出二丁目6番4号	市営馬出住宅4棟フェンス
	4	福岡市東区馬出二丁目6番	市営馬出住宅駐車場前
	5	福岡市東区馬出三丁目11番	馬出緑地フェンス
	6	福岡市東区馬出四丁目8番	馬出緑地入口横
	7	福岡市東区東浜一丁目10番	ISUZU西側ブロック塀
3 箱 崎 第 一	1	福岡市東区箱崎二丁目2番45号	箱崎小学校正門横
	2	福岡市東区箱崎二丁目2番45号	箱崎小学校裏門横
	3	福岡市東区箱崎一丁目45番	市営地下鉄箱崎宮前駐輪場フェンス
	4	福岡市東区箱崎一丁目18番1号	福岡県粕屋総合庁舎駐車場北側
	5	福岡市東区箱崎二丁目10番19号	福寿会館前フェンス
	6	福岡市東区箱崎二丁目2番45号	箱崎小学校西南側
	7	福岡市東区箱崎一丁目15番	歩道フェンス
	8	福岡市東区箱崎一丁目27番17号	箱崎公民館前
4 箱 崎 第 二	1	福岡市東区箱崎二丁目32番	網屋町換気所
	2	福岡市東区箱崎二丁目54番27号	東保健所前
	3	福岡市東区箱崎三丁目35番	箱崎九大前駅駐輪場フェンス
	4	福岡市東区箱崎五丁目4番	箱崎5丁目市街地住宅入口フェンス
	5	福岡市東区箱崎三丁目36番	箱崎3丁目公団住宅北側フェンス沿い
	6	福岡市東区箱崎四丁目42番	旧JR臨港線踏切横フェンス
	7	福岡市東区箱崎二丁目38番	箱崎1号公園東側フェンス
	8	福岡市東区箱崎二丁目54番1号	東区役所前
5 箱 崎 第 三	1	福岡市東区箱崎七丁目10番58号	ダンロップスポーツクラブ福岡箱崎店
	2	福岡市東区貝塚団地9番	貝塚団地入口横
	3	福岡市東区箱崎五丁目11番20号	東箱崎小学校東門左側
	4	福岡市東区箱崎七丁目20番	県営高須磨団地入口横
	5	福岡市東区箱崎七丁目15番	東箱崎公民館向側フェンス
	6	福岡市東区貝塚団地5番1号	貝塚幼稚園フェンス
	7	福岡市東区箱崎七丁目1番	貝塚駅バス停横
	8	福岡市東区箱崎七丁目20番	県営高須磨団地6棟前フェンス
6 筥 松 第 一	1	福岡市東区郷口町16番1号	筥松小学校裏門横
	2	福岡市東区社領二丁目14番	Fukuya Foods Factory 東側
	3	福岡市東区二又瀬7番	二又瀬公園北側
	4	福岡市東区筥松二丁目15番	筥松南公園東側
	5	福岡市東区筥松二丁目5番近く	にしてつストア駐車場の向い宇美川沿いフェンス
	6	福岡市東区郷口町16番1号	筥松小学校正門横
	7	福岡市東区筥松一丁目5番11号	筥松東公園南側入口横
	8	福岡市東区社領一丁目6番	九州倉庫(株)前ガードレール

令和4年11月20日執行予定
福岡市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	番号	場	所
7 管 松 第 二	1	福岡市東区箱崎三丁目2番	箱崎3号緑地
	2	福岡市東区筥松三丁目19番	交差点フェンス
	3	福岡市東区筥松二丁目23番	筥松北公園東側
	4	福岡市東区箱崎六丁目5番13号	米丸会館前
	5	福岡市東区筥松三丁目19番	ニュー筥松住宅前
	6	福岡市東区筥松三丁目3番	筥松緑地内
	7	福岡市東区筥松四丁目4番5号	筥松団地5棟入口
	8	福岡市東区箱崎七丁目1番	貝塚駅立体歩道橋横フェンス
8 管 松 第 三	1	福岡市東区原田二丁目15番	原田3号公園入口寄りフェンス
	2	福岡市東区原田二丁目25番	片倉第1駐車場ブロック塀
	3	福岡市東区原田二丁目16番	小森ガレージフェンス
	4	福岡市東区原田二丁目8番25号	筥松会館前
	5	福岡市東区原田二丁目2番	原田西公園前フェンス
	6	福岡市東区原田一丁目30番43号	原田ポンプ場前
	7	福岡市東区原田一丁目22番36号	株式会社宇治福産業横フェンス
	8	福岡市東区原田二丁目23番	エメラルドマンション第2箱崎前
9 松 島 第 一	1	福岡市東区松島一丁目39番1号	松島小学校通用門横フェンス
	2	福岡市東区松島三丁目15番2号	障がい者フレンドホーム前フェンス
	3	福岡市東区松島一丁目39番1号	松島小学校裏門横
	4	福岡市東区松島一丁目37番	松島公園フェンス
	5	福岡市東区松島一丁目18番	倉庫前フェンス
	6	福岡市東区松島二丁目1番	休也橋横ガードレール
	7	福岡市東区松島一丁目14番	毛利内装(株)向側フェンス
	8	福岡市東区松島一丁目23番	住宅前歩道フェンス
10 松 島 第 二	1	福岡市東区原田四丁目11番	登り新開公園向側フェンス
	2	福岡市東区原田四丁目16番	箱崎2号公園フェンス
	3	福岡市東区原田四丁目33番	箱崎公園グラウンド原田東町交差点角
	4	福岡市東区松田二丁目3番1号	箱崎清松中学校正門に向かう通路右側壁
	5	福岡市東区松田三丁目9番13号	松田1号公園フェンス
	6	福岡市東区松田三丁目11番	松田東公園フェンス
	7	福岡市東区松田三丁目17番	松田5号公園フェンス
	8	福岡市東区原田四丁目37番	箱崎公園・原田東町バス停横フェンス
11 名 島 第 一	1	福岡市東区名島五丁目5番1号	名島小学校東門横
	2	福岡市東区名島五丁目5番1号	名島小学校西門横
	3	福岡市東区松崎二丁目11番	市営松崎浜住宅2棟横フェンス
	4	福岡市東区松崎三丁目15番	松崎第一ポンプ場フェンス
	5	福岡市東区松崎三丁目6番	松崎郵便局西側フェンス
	6	福岡市東区松崎二丁目25番	セブンイレブン駐車場前
	7	福岡市東区松崎四丁目21番	松崎台公園入口横フェンス
	8	福岡市東区名島五丁目19番	名島公園入口横
12 名 島 第 二	1	福岡市東区名島二丁目43番73号	東市民プール臨時駐車場前フェンス
	2	福岡市東区名島二丁目42番1号	名島公民館横フェンス
	3	福岡市東区名島二丁目31番33号	フォルクス名島店西側
	4	福岡市東区名島二丁目29番	九州電力資材センター側南ブロック塀
	5	福岡市東区名島三丁目43番	名島運動公園北側フェンス
	6	福岡市東区名島一丁目27番	名島海岸
	7	福岡市東区名島二丁目43番	名島運動公園南側ゲートボール場前

令和4年11月20日執行予定
福岡市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	番号	場	所
13 千 早	1	福岡市東区千早三丁目13番1号	千早小学校正門横
	2	福岡市東区千早三丁目12番1号	香椎第一中学校西側通用門フェンス
	3	福岡市東区千早五丁目7番	千早北公園フェンス
	4	福岡市東区千早六丁目2番15号	香椎住宅15号棟東側フェンス
	5	福岡市東区千早五丁目19番1号	香椎参道駐車場西側フェンス
	6	福岡市東区千早五丁目3番	千早中央公園東側
	7	福岡市東区千早四丁目	千早駅西口ロータリー前歩道防護柵
	8	福岡市東区千早四丁目2番	千早南公園南側フェンス
14 千 早 西	9	福岡市東区千早四丁目12番	千早中央公園南側入口
	1	福岡市東区千早三丁目3番3号	千早西公民館前
	2	福岡市東区千早二丁目22番	千早公園南側フェンス
	3	福岡市東区千早二丁目45番	市営千早北住宅1棟南側
	4	福岡市東区千早二丁目26番45号	マックスバリュー千早店前
	5	福岡市東区千早一丁目9番4号	千早住宅4棟内公園横緑地
	6	福岡市東区千早二丁目30番1号	千早病院駐車場西側
	7	福岡市東区千早一丁目9番	城浜団地口バス停横ブロック塀
15 香 陵	8	福岡市東区香椎浜一丁目4番1号	千早西小学校正門横
	1	福岡市東区香椎浜四丁目3番2号	香陵小学校裏門横
	2	福岡市東区香椎浜一丁目2番3号	市営香椎浜住宅2-3棟西側フェンス
	3	福岡市東区香椎浜一丁目9番	香椎浜ハイツ駐車場北側
	4	福岡市東区香椎浜一丁目8番	香椎浜団地8-2棟入口北側
	5	福岡市東区香椎浜四丁目3番2号	香陵小学校グラウンドネット裏
	6	福岡市東区香椎浜四丁目7番	ネクサス香椎入口東側
16 香 椎 浜	7	福岡市東区香椎浜四丁目6番	西鉄香椎浜車庫北側フェンス
	1	福岡市東区香椎浜二丁目2番2号	香椎浜小学校正門横
	2	福岡市東区香椎浜二丁目5番	香椎浜三丁目バス停横
	3	福岡市東区香椎浜二丁目2番1号	城香中学校正門横
	4	福岡市東区香椎浜二丁目2番	香椎浜西交差点付近フェンス
	5	福岡市東区香椎浜二丁目3番	香椎浜有料駐車場出入口横
	6	福岡市東区香椎浜二丁目1番	香椎浜二丁目バス停横
	7	福岡市東区香椎浜三丁目3番	香椎浜北公園南側
17 城 浜	8	福岡市東区香椎浜三丁目1番	片男佐橋交差点北側
	1	福岡市東区城浜団地1番	城浜団地1棟前公園西側フェンス
	2	福岡市東区城浜団地19番	城浜団地19棟東側フェンス
	3	福岡市東区城浜団地31番1号	城浜小学校裏門横
	4	福岡市東区城浜団地33番	城浜団地33棟西側フェンス
	5	福岡市東区城浜団地80番	城浜団地80棟東側フェンス
	6	福岡市東区城浜団地63番	城浜団地63棟西側フェンス
18 多 々 良 第 一	7	福岡市東区城浜団地31番1号	城浜小学校正門横
	1	福岡市東区多の津五丁目49番	津屋本町バス停南側フェンス
	2	福岡市東区多の津五丁目15番	多の津公園西側
	3	福岡市東区多々良一丁目39番	西鉄多々良バス停横
	4	福岡市東区多々良一丁目56番1号	多々良小学校正門横
	5	福岡市東区多の津四丁目3番	御会館前バス停横
	6	福岡市東区土井三丁目21番29号	JAパーキング前フェンス
	7	福岡市東区土井一丁目12番	土井水防倉庫前フェンス
8	福岡市東区土井四丁目26番	県道猪野土井線沿いトシケ浦池ガードレール	

令和4年11月20日執行予定
福岡市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	番号	場	所
19 多 々 良 第 二	1	福岡市東区蒲田二丁目30番35号	蒲田会館前フェンス
	2	福岡市東区名子二丁目15番	名子バス停横フェンス
	3	福岡市東区蒲田二丁目13番	蒲田公園北側フェンス
	4	福岡市東区名子三丁目4番	名子1号公園外側フェンス
	5	福岡市東区蒲田三丁目1番34号	住宅敷地前
	6	福岡市東区蒲田一丁目14番	蒲田市営住宅2棟横フェンス
	7	福岡市東区名子一丁目2番8号	名子会館前フェンス
20 八 田	1	福岡市東区八田二丁目15番	八田公民館正面フェンス
	2	福岡市東区八田四丁目4番	八田第二市営住宅7400棟横
	3	福岡市東区八田四丁目4番	八田第二市営住宅7700棟横
	4	福岡市東区八田二丁目26番1号	八田第一市営住宅4棟横
	5	福岡市東区八田一丁目5番18号	東部農業協同組合多々良支店南側
	6	福岡市東区八田一丁目4番66号	たたらリハビリテーション病院前
	7	福岡市東区八田二丁目15番1号	八田小学校正門横
	8	福岡市東区若宮一丁目14番	親王公園北側
21 青 葉 第 一	1	福岡市東区青葉七丁目25番	土井団地中公園東側
	2	福岡市東区青葉三丁目15番	青葉台南公園北側
	3	福岡市東区青葉一丁目38番50号	八田集会所前
	4	福岡市東区青葉三丁目9番1号	青葉小学校正門横フェンス
	5	福岡市東区青葉三丁目11番	住宅敷地横フェンス
	6	福岡市東区青葉一丁目1番	青葉岩田公園向い側フェンス
	7	福岡市東区青葉二丁目14番	調整池北側フェンス
	8	福岡市東区青葉三丁目45番	青葉台東公園北東側フェンス
22 青 葉 第 二	1	福岡市東区青葉五丁目20番23号	青葉ハーモニーホール前ガードレール
	2	福岡市東区青葉六丁目23番	土井団地東公園南側
	3	福岡市東区青葉五丁目6番	青葉緑地南側フェンス
	4	福岡市東区青葉六丁目8番	三留池公園東側フェンス
	5	福岡市東区みどりが丘一丁目14番	青葉の杜公園南側向かいフェンス
	6	福岡市東区みどりが丘二丁目1番	みどりが丘中公園南側フェンス
	7	福岡市東区みどりが丘三丁目32番	みどりが丘東公園北側フェンス
23 舞 松 原 第 一	1	福岡市東区舞松原四丁目4番	舞松原団地集会所南側フェンス
	2	福岡市東区舞松原三丁目15番	香椎ヶ丘1号公園西側
	3	福岡市東区舞松原四丁目1番	県公社松崎団地1000棟南側石積み
	4	福岡市東区舞松原四丁目8番	県公社舞松原団地600棟北側公園前フェンス
	5	福岡市東区舞松原三丁目9番	香椎ヶ丘3号公園入口横
	6	福岡市東区舞松原五丁目19番1号	舞松原小学校正門右横
	7	福岡市東区舞松原四丁目1番	県公社松崎団地5000棟東側フェンス
24 舞 松 原 第 二	1	福岡市東区水谷一丁目8番	松原公園南側
	2	福岡市東区水谷一丁目18番1号	多々良中学校正門左横フェンス
	3	福岡市東区水谷一丁目18番1号	多々良中学校裏門左横フェンス
	4	福岡市東区水谷一丁目24番3号	合同宿舎水谷住宅横フェンス
	5	福岡市東区水谷二丁目29番	香椎台南公園付近フェンス
	6	福岡市東区水谷一丁目10番	松崎中央公園北側入口横
	7	福岡市東区水谷二丁目12番	水谷公園南側フェンス

令和4年11月20日執行予定
福岡市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	番号	場	所
25 若 宮 第 一	1	福岡市東区若宮三丁目27番1号	若宮公民館前
	2	福岡市東区若宮二丁目21番	市営若宮住宅3棟西側
	3	福岡市東区若宮四丁目5番	松崎東公園北東側
	4	福岡市東区若宮三丁目12番1号	若宮小学校正門横フェンス
	5	福岡市東区舞松原一丁目4番	平駐車場西側ガードレール
	6	福岡市東区若宮三丁目5番	大浦公園南西側
	7	福岡市東区舞松原一丁目3番	多々良東公園東側
	8	福岡市東区若宮四丁目14番	若宮3号公園前
26 若 宮 第 二	1	福岡市東区若宮五丁目24番	市営松崎住宅2棟入口横
	2	福岡市東区水谷一丁目4番	多々良住宅6号棟北側
	3	福岡市東区若宮五丁目21番3号	市営松崎住宅3棟前
	4	福岡市東区若宮五丁目3番53号	福岡矯正管区入口東側
	5	福岡市東区若宮五丁目13番	若宮2号公園南側
	6	福岡市東区若宮五丁目18番	アーコソピア香椎南の南東側水路上の道路
	7	福岡市東区水谷一丁目1番30号	松崎住宅駐車場南東側ガードレール
27 香 椎 第 一	1	福岡市東区香椎駅前三丁目2番1号	香椎小学校正門前
	2	福岡市東区香椎駅前三丁目29番2号	国土交通省アパート2棟前フェンス
	3	福岡市東区御島崎二丁目20番	御島崎1号公園
	4	福岡市東区香椎駅前三丁目28番20号	よろい坂集会所前
	5	福岡市東区御島崎一丁目13番	若葉団地13棟東側
	6	福岡市東区香椎駅東二丁目22番	九州高校グラウンド横JR側フェンス
	7	福岡市東区御島崎一丁目26番	御島崎公園北側フェンス
	8	福岡市東区御島崎一丁目40番	アーベイン香椎若葉前フェンス
28 香 椎 第 二	1	福岡市東区香椎駅前一丁目11番	JR香椎駅前ガードレール
	2	福岡市東区香椎駅前一丁目4番26号	工事資材置き場ガードレール
	3	福岡市東区香椎駅前二丁目10番	みゆき橋東側フェンス
	4	福岡市東区香椎駅前一丁目25番	鎧塚歩道橋横ガードレール
	5	福岡市東区香椎駅前一丁目11番	香椎駅南側フェンス
	6	福岡市東区香椎駅前二丁目17番19号	香椎公民館横
	7	福岡市東区香椎駅前二丁目3番	新浜男橋横ガードレール
29 香 椎 下 原 第 一	1	福岡市東区香椎駅東三丁目32番	香椎第三中学校横ガードレール
	2	福岡市東区香椎駅東四丁目8番	八尻西公園東側
	3	福岡市東区香椎駅東四丁目24番	八尻中公園南側フェンス
	4	福岡市東区香椎駅東四丁目19番	八尻南公園東側
	5	福岡市東区香椎駅東三丁目9番	香椎駅東2号公園
	6	福岡市東区香椎駅東三丁目31番	坂堤南東側フェンス
	7	福岡市東区香椎駅東三丁目26番	香椎駅東1号公園北側
30 香 椎 下 原 第 二	1	福岡市東区下原一丁目4番2号	香椎下原公民館前フェンス
	2	福岡市東区下原一丁目4番1号	香椎下原小学校裏門横
	3	福岡市東区香椎駅東四丁目46番1号	エトウビル前
	4	福岡市東区下原二丁目5番	八尻北公園入口付近植込み
	5	福岡市東区下原四丁目2番1号	BRANCH福岡下原搬入出口横フェンス
	6	福岡市東区下原五丁目73番	下原西公園前
	7	福岡市東区下原三丁目22番	下原公園前
	8	福岡市東区松香台一丁目10番	松葉谷公園前

令和4年11月20日執行予定
福岡市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	番号	場	所
31 香 椎 東 第 一	1	福岡市東区香椎一丁目23番	ライオンズマンション香椎参道第2前
	2	福岡市東区香椎二丁目2番6号	エスポワール香椎前
	3	福岡市東区香椎四丁目13番18号	住宅敷地前
	4	福岡市東区香椎四丁目16番	香椎宮入口横
	5	福岡市東区香椎二丁目16番	香椎芹田公園入口横
	6	福岡市東区香椎五丁目21番5号	住宅敷地前ガードレール
	7	福岡市東区香椎四丁目17番	サニータウン入口交差点横
	8	福岡市東区香椎四丁目2番25号	住宅敷地前ガードレール
32 香 椎 東 第 二	1	福岡市東区香椎台一丁目9番1号	香椎東小学校正門横
	2	福岡市東区香椎台一丁目1番	調整池南側フェンス
	3	福岡市東区香椎台三丁目24番	香椎1号公園入口横
	4	福岡市東区香椎六丁目13番	香椎6号公園入口横
	5	福岡市東区香椎台五丁目10番	香椎台おいの山公園北側フェンス
	6	福岡市東区香椎五丁目36番21号	住宅敷地前ガードレール
	7	福岡市東区香椎台二丁目12番	香椎3号公園西側フェンス
	8	福岡市東区香椎六丁目40番	蔵谷公園入口横
33 香 住 ヶ 丘 第 一	1	福岡市東区香住ヶ丘三丁目10番1号	香住ヶ丘小学校裏門横
	2	福岡市東区香住ヶ丘三丁目10番1号	香住ヶ丘小学校正門横
	3	福岡市東区唐原五丁目7番	市営丸尾団地8棟南側フェンス
	4	福岡市東区唐原三丁目8番	外輪先公園西側
	5	福岡市東区香住ヶ丘二丁目46番	向の山公園入口横
	6	福岡市東区唐原一丁目20番	香住ヶ丘児童広場南側ガードレール
	7	福岡市東区唐原五丁目4番	唐原東市営住宅3棟西側フェンス
	8	福岡市東区香住ヶ丘二丁目27番	琵琶橋公園前
34 香 住 ヶ 丘 第 二	1	福岡市東区香住ヶ丘一丁目27番1号	香住ヶ丘公民館前
	2	福岡市東区香住ヶ丘六丁目6番	大石ヶ浦公園南側
	3	福岡市東区香住ヶ丘四丁目30番	香住ヶ丘公園向い側西鉄貝塚線フェンス
	4	福岡市東区唐原二丁目22番7号	唐原市営住宅7号棟東側
	5	福岡市東区香住ヶ丘五丁目6番	香住ヶ丘西公園前フェンス
	6	福岡市東区香住ヶ丘四丁目14番1号	福岡県職員住宅香住ヶ丘団地2棟前
	7	福岡市東区唐原二丁目13番	新開公園
	8	福岡市東区香住ヶ丘四丁目36番	香住ヶ丘4丁目1区町内会掲示板西側
35 和 白 第 一	1	福岡市東区和白三丁目28番31号	和白公民館前
	2	福岡市東区和白三丁目20番	光和保育園前ガードフェンス
	3	福岡市東区和白三丁目7番	和白公園前
	4	福岡市東区和白三丁目2番2号	梅ヶ崎ハイツ1棟前
	5	福岡市東区和白四丁目1番38号	住宅敷地向側西鉄貝塚線フェンス
	6	福岡市東区和白四丁目20番19号	住宅敷地向側西鉄貝塚線フェンス
	7	福岡市東区和白二丁目4番	住宅敷地横歩道フェンス
36 和 白 第 二	1	福岡市東区塩浜一丁目25番5号	住宅敷地南側水路ガードレール
	2	福岡市東区塩浜一丁目6番1号	和白小学校東側フェンス
	3	福岡市東区和白五丁目3番	コスモ和白正面左側柵
	4	福岡市東区和白五丁目5番	和白2号公園前フェンス
	5	福岡市東区和白六丁目5番	和白新町公園北側
	6	福岡市東区塩浜一丁目2番	塩浜市営住宅集会所北側フェンス
	7	福岡市東区塩浜一丁目10番	塩浜公園南側フェンス
	8	福岡市東区和白五丁目6番	和白1号公園前ガードレール

令和4年11月20日執行予定
福岡市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	番号	場	所
37 三 苦	1	福岡市東区三苦一丁目16番	エルディム5-2向側ガードレール
	2	福岡市東区三苦七丁目2番1号	三苦小学校南門横
	3	福岡市東区三苦一丁目10番1号	和白中学校校舎南側フェンス
	4	福岡市東区三苦四丁目7番	にしてつストア西側フェンス
	5	福岡市東区三苦七丁目2番1号	三苦小学校正門横
	6	福岡市東区三苦三丁目3番41号	三苦公民館前
	7	福岡市東区三苦二丁目28番	長雲荘正門左側フェンス
	8	福岡市東区三苦一丁目10番1号	和白中学校運動場西側フェンス
38 奈 多 第 一	1	福岡市東区奈多団地40番1号	奈多小学校正門横
	2	福岡市東区奈多団地 6番	奈多団地6棟東側
	3	福岡市東区雁の巣一丁目17番	奈多松原台東公園
	4	福岡市東区雁の巣一丁目8番	奈多創生園前
	5	福岡市東区雁の巣一丁目4番8号	住宅敷地前
	6	福岡市東区雁の巣二丁目10番	航空局雁の巣宿舍104棟前
	7	福岡市東区雁の巣二丁目35番1号	船越酒店前
	8	福岡市東区奈多団地28番1号	奈多団地28棟北側
39 奈 多 第 二	1	福岡市東区奈多二丁目14番1号	奈多公民館横
	2	福岡市東区奈多一丁目11番	住宅敷地前
	3	福岡市東区奈多二丁目1番4号	住宅敷地前
	4	福岡市東区奈多一丁目9番	塩浜2号公園フェンス
	5	福岡市東区奈多二丁目31番	奈多西方共同墓地前
	6	福岡市東区奈多一丁目12番	奈多1号公園フェンス
	7	福岡市東区奈多三丁目5番	シーサイドガレージ前
40 美 和 台 第 一	1	福岡市東区美和台二丁目25番1号	美和台小学校正門横
	2	福岡市東区美和台二丁目23番	美和台中央公園北側
	3	福岡市東区美和台六丁目29番	美和台1号公園東側ガードレール
	4	福岡市東区美和台五丁目20番	美和台北公園南側ガードレール
	5	福岡市東区美和台三丁目5番	三苦駅南側ガードレール
	6	福岡市東区美和台三丁目28番	美和台三丁目集会所横
	7	福岡市東区美和台二丁目25番1号	美和台小学校南側擁壁
	8	福岡市東区美和台新町11番	美和台新町東公園前
41 美 和 台 第 二	1	福岡市東区和白丘三丁目13番1号	和白丘中学校正門横
	2	福岡市東区美和台一丁目44番	美和台2号公園前フェンス
	3	福岡市東区和白丘四丁目1番	和白丘ハイツ前ロータリー
	4	福岡市東区和白丘一丁目6番	和白丘市営住宅入口横
	5	福岡市東区和白丘三丁目2番12号	住宅敷地ブロック塀前
	6	福岡市東区和白丘三丁目6番	下和白集会所入口
	7	福岡市東区和白丘四丁目3番	メゾン和白丘前フェンス
	8	福岡市東区和白丘三丁目26番	飛山公園前
42 和 白 東 第 一	1	福岡市東区高美台二丁目8番1号	和白東小学校正門横
	2	福岡市東区高美台二丁目24番1号	大神神社前バス停横
	3	福岡市東区高美台二丁目5番	高美台二丁目高美池横ガードレール
	4	福岡市東区高美台一丁目28番	高美台東公園北側
	5	福岡市東区高美台四丁目42番	上和白中央公園前柵
	6	福岡市東区和白東五丁目9番	和白丸ノ内公園東側
	7	福岡市東区和白東五丁目1番4号	ハミングタウン和白東駐車場横ガードレール
	8	福岡市東区高美台四丁目6番	大蔵池北公園フェンス

令和4年11月20日執行予定
福岡市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	番号	場	所
43 和 白 東 第 二	1	福岡市東区高美台二丁目1番8号	和白東公民館前
	2	福岡市東区高美台二丁目50番	市営高美ケ丘団地11棟前
	3	福岡市東区和白東一丁目20番	エメラルドタウン和白前
	4	福岡市東区和白東一丁目23番	和白東1丁目2丁目公民館向側
	5	福岡市東区和白東一丁目22番	上和白バス停横
	6	福岡市東区和白東三丁目26番15号	メゾン8号館向側ガードレール
	7	福岡市東区和白東三丁目14番	上和白公園前
44 西 戸 崎 第 一	1	福岡市東区西戸崎一丁目11番	西戸崎駅前
	2	福岡市東区西戸崎二丁目5番	西戸崎公園西側フェンス
	3	福岡市東区西戸崎一丁目1番	西戸崎東公園フェンス
	4	福岡市東区西戸崎五丁目1番1号	西戸崎公民館横
	5	福岡市東区西戸崎四丁目18番32号	西戸崎保育所前フェンス
	6	福岡市東区西戸崎五丁目21番	西戸崎西緑地前
	7	福岡市東区西戸崎六丁目3番1号	西戸崎小学校南側フェンス
45 西 戸 崎 第 二	1	福岡市東区大岳三丁目10番	大岳バス停前フェンス
	2	福岡市東区大岳四丁目2番61号	福岡マリーナ前フェンス
	3	福岡市東区大岳三丁目18番4号	大岳集会所前
	4	福岡市東区大岳四丁目5番1号	志賀中学校北側
	5	福岡市東区大岳三丁目21番	大岳市営住宅1棟前
	6	福岡市東区大岳三丁目3番	大岳公園内フェンス
	7	福岡市東区大岳二丁目6番1号	住宅敷地前
46 志 賀 第 一	1	福岡市東区大字志賀島877番地	志賀海神社石段横
	2	福岡市東区大字志賀島1298番地	新町集会所前フェンス
	3	福岡市東区大字志賀島736番地60	志賀公民館西側
	4	福岡市東区大字志賀島682番地1	金印海道ガードレール
	5	福岡市東区大字志賀島411番地30	志賀島バス停向側ガードレール
	6	福岡市東区大字志賀島1566番地1	志賀島小学校東側道路フェンス
47 志 賀 第 二	1	福岡市東区大字勝馬1587番地2	勝馬公民館前
	2	福岡市東区大字勝馬640番地	勝馬防火水槽前
	3	福岡市東区大字勝馬353番地	住宅敷地南側ガードレール
	4	福岡市東区大字勝馬265番地1	住宅敷地前ガードレール
	5	福岡市東区大字勝馬1803番地1	志賀島国民休暇村前ガードレール
48 志 賀 第 三	1	福岡市東区大字弘1287番地9	水産物荷捌施設付近道路フェンス
	2	福岡市東区大字弘2471番地	弘自然休養村管理センター前
	3	福岡市東区大字弘1285番地1	福岡市漁業協同組合弘支所横
	4	福岡市東区大字弘2438番地13	住宅敷地南側
	5	福岡市東区大字弘2408番地	松田活魚前公園
49 照 葉 第 一	1	福岡市東区香椎照葉一丁目1番	アイランドシティ外周緑地南側
	2	福岡市東区香椎照葉一丁目2番	照葉の森公園入口横
	3	福岡市東区香椎照葉二丁目2番	照葉小中学校南門横
	4	福岡市東区香椎照葉二丁目3番	香椎照葉東公園西側
	5	福岡市東区香椎照葉一丁目3番	タイムズ照葉パビリオン前
	6	福岡市東区香椎照葉二丁目24番	香椎照葉中央公園看板横
	7	福岡市東区香椎照葉二丁目2番	照葉小・中学校北東フェンス

令和4年11月20日執行予定
福岡市長選挙 ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	番号	場	所
50 照 葉 第 二	1	福岡市東区香椎照葉四丁目1番	アイランドシティ中央公園南側入口横
	2	福岡市東区香椎照葉四丁目1番	アイランドシティ中央公園東側駐車場入口横
	3	福岡市東区香椎照葉三丁目1番	アイランドシティ中央公園南側歩道橋下
	4	福岡市東区香椎照葉四丁目1番	アイランドシティ中央公園北側入口横
	5	福岡市東区香椎照葉五丁目2番23号	アイランドシティポンプ場西側フェンス
	6	福岡市東区香椎照葉六丁目1番	福岡市総合体育館南側
	7	福岡市東区香椎照葉七丁目5番	照葉北小学校南西の花壇
	8	福岡市東区香椎照葉七丁目3番	香椎照葉北公園西側花壇

議案第 73 号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙における東区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

期日前投票所	設置期間
福岡市東区箱崎二丁目 54 番 1 号 福岡市東区役所 3 階 301 会議室	令和 4 年 11 月 7 日から 令和 4 年 11 月 19 日まで
福岡市東区千早四丁目 21 番 45 号 なみきスクエア 1 階交流ロビー	令和 4 年 11 月 12 日から 令和 4 年 11 月 19 日まで
福岡市東区香椎浜三丁目 12 番 1 号 イオンモール香椎浜 2 階イオンホール	令和 4 年 11 月 12 日から 令和 4 年 11 月 19 日まで
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所 1 階市民ロビー	令和 4 年 11 月 12 日から 令和 4 年 11 月 19 日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 39 条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 41 条の規定による。

第三十九条 (投票所)

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第四十一条 (投票所の告示)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

第四十八条の二(期日前投票)

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（省略）、市役所
第四十一条第一項	から少なくとも五日前に、投票所に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（省略）

議案第 74 号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

- 1 開く時刻の変更を行う期日前投票所及び当該時刻
なみきスクエア 1 階交流ロビー 午前 10 時
- 2 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
イオンモール香椎浜 2 階イオンホール	午前 10 時	午後 7 時
福岡市役所 1 階市民ロビー	午前 10 時	午後 7 時

3 変更理由

なみきスクエア 1 階交流ロビー、イオンモール香椎浜 2 階イオンホール及び福岡市役所 1 階市民ロビーについては、増設設置するものであり、東区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 2 項の規定による。

第四十条（投票所の開閉時間）

投票所は、午前八時三十分に関き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。

- 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合
期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
- 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

※読替規定

第四八条の二（期日前投票）

6 第三十九条から第四十一条まで（略）の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

議案第 75 号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙における東区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 37 条第 2 項及び同法施行令第 24 条第 1 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第 49 条の 7 による読替後の第 25 条の規定による。

公職選挙法

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

公職選挙法施行令

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障がある

と認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	氏名(氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に
	時間	日及び時間

期日前投票所における投票管理者及び職務代理人一覧表

福岡市東区役所別館301会議室

職務を行う日	投票管理者		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
令和4年11月7日 8時30分～14時15分	糟屋郡新宮町	山崎 強士	宗像市	椛島 武
令和4年11月7日 14時15分～20時00分			福岡市博多区	西田 琴海
令和4年11月8日 8時30分～14時15分	福岡市	山下 佳奈	福岡市博多区	山浦 真弓
令和4年11月8日 14時15分～20時00分			福岡市東区	阿久津 恵美
令和4年11月9日	福岡市南区	田代 繁雄	福岡市博多区	徳永 有希
令和4年11月10日 8時30分～14時15分	福岡市東区	中島 裕子	糟屋郡新宮町	安川 幸恵
令和4年11月10日 14時15分～20時00分	福岡市南区	藤井 優寿	福岡市早良区	蔦 来佳
令和4年11月11日	福岡市博多区	古賀 政男	福岡市東区	笠原 雅博
令和4年11月12日 8時30分～14時15分	福岡市東区	竹原 隆二	福岡市早良区	前田 義隆
令和4年11月12日 14時15分～20時00分	福岡市西区	浦上 卓也	福岡市南区	松永 貴司
令和4年11月13日 8時30分～14時15分	遠賀郡岡垣町	篠原 一文	福岡市中央区	星野 友里恵
令和4年11月13日 14時15分～20時00分			福岡市博多区	倉田 奈央子
令和4年11月14日 8時30分～14時15分	福岡市南区	真鍋 晃	春日市	柴田 千慕里
令和4年11月14日 14時15分～20時00分			佐賀市	田中 真由子
令和4年11月15日 8時30分～14時15分	福岡市西区	櫻井 和行	福岡市博多区	大坪 み文
令和4年11月15日 14時15分～20時00分	福岡市南区	松永 貴司	福岡市西区	前原 佳奈
令和4年11月16日 8時30分～14時15分	福岡市博多区	野元 正子	福岡市博多区	山浦 真弓
令和4年11月16日 14時15分～20時00分	福岡市早良区	城 麻恵	福岡市東区	阿久津 恵美
令和4年11月17日 8時30分～14時15分	福岡市西区	末武 昇	福岡市南区	萩原 志都子
令和4年11月17日 14時15分～20時00分			福岡市博多区	岩村 倫
令和4年11月18日 8時30分～14時15分	古賀市	安永 夏樹	糟屋郡新宮町	岩下 裕美
令和4年11月18日 14時15分～20時00分	福岡市中央区	鬼塚 知子		
令和4年11月19日	福岡市東区	北崎 由佳	福岡市早良区	村上 晃紀

期日前投票所における投票管理者及び職務代理人一覧表

なみきスクエア 1階交流ロビー

職務を行う日	投票管理者		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
令和4年11月12日	朝倉郡筑前町	吉住 由美	福岡市西区	徳島 建人
令和4年11月13日	福岡市城南区	椛嶋 朋子	福岡市中央区	兵藤 聖志
令和4年11月14日	福岡市中央区	木下 潔紀	福岡市博多区	泉 佳奈
令和4年11月15日	春日市	瀬口 宏之	福岡市早良区	兼子 莉恵
令和4年11月16日	福岡市城南区	原田 治	小郡市	松野 伶美
令和4年11月17日	飯塚市	谷本 勝	柳川市	白谷 勇成
令和4年11月18日	福岡市中央区	小田 賢一	福岡市中央区	久保川 拓海
令和4年11月19日	福岡市西区	前川 宏一	福岡市東区	因幡 ひとみ

期日前投票所における投票管理者及び職務代理人一覧表

福岡市役所 1階市民ロビー

職務を行う日	投票管理者		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
令和4年11月12日	福岡市東区	松吉 泰直	福岡市東区	板本 忍
令和4年11月13日	糸島市	山下 浩一郎	福岡市東区	森山 聖也
令和4年11月14日	福岡市中央区	橋本 邦子	福岡市東区	牧迫 仁美
令和4年11月15日	福岡市南区	若松 慎一	福岡市西区	中村 信介
令和4年11月16日	福岡市西区	渡邊 恭子	福岡市城南区	大浅田 理子
令和4年11月17日	福岡市博多区	梅津 明人	福岡市東区	川内 清貴
令和4年11月18日	福岡市南区	宮本 雄造	春日市	大久保 皓太
令和4年11月19日	福岡市西区	杉村 昌樹	福岡市中央区	畑尾 大地

期日前投票所における投票管理者及び職務代理人一覧表

イオンモール香椎浜 2階イオンホール

職務を行う日	投票管理者		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
令和4年11月12日	福岡市西区	原口 祐太郎	春日市	石光 貴浩
令和4年11月13日				
令和4年11月14日				
令和4年11月15日				
令和4年11月16日				
令和4年11月17日				
令和4年11月18日				
令和4年11月19日				

議案第 76 号

福岡市長選挙における投票所の指定について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙における東区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 39 条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第 41 条第 1 項の規定による。

第三十九条(投票所)

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第四十一条(投票所の告示)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

令和4年11月20日執行 福岡市長選挙 投票所一覽

【東 区】 (投票区数 50)

投票区	投票所	所在地
馬出第一	馬出小学校講堂兼体育館	東区馬出一丁目12番27号
馬出第二	福岡中学校体育館	東区馬出三丁目11番1号
箱崎第一	箱崎小学校講堂兼体育館	東区箱崎二丁目2番45号
箱崎第二	東区役所別館講堂	東区箱崎二丁目54番1号
箱崎第三	東箱崎公民館	東区箱崎七丁目16番23号
筥松第一	筥松小学校講堂兼体育館	東区郷口町16番1号
筥松第二	米丸会館	東区箱崎六丁目5番18号
筥松第三	筥松会館	東区原田二丁目8番25号
松島第一	松島小学校講堂兼体育館	東区松島一丁目39番1号
松島第二	箱崎清松中学校体育館1階ホール	東区松田二丁目3番1号
名島第一	名島小学校講堂兼体育館	東区名島五丁目5番1号
名島第二	名島公民館	東区名島二丁目42番26号
千早	なみきスクエア1階交流ロビー	東区千早四丁目21番45号
千早西	千早西小学校講堂兼体育館	東区香椎浜一丁目4番1号
香陵	香陵公民館	東区香椎浜一丁目8番7号
香椎浜	香椎浜小学校講堂兼体育館	東区香椎浜二丁目2番2号
城浜	城浜公民館	東区城浜団地32番2号
多々良第一	多々良公民館	東区多々良一丁目56番2号
多々良第二	蒲田会館	東区蒲田二丁目30番35号
八田	八田小学校講堂兼体育館	東区八田二丁目15番1号
青葉第一	青葉小学校講堂兼体育館	東区青葉三丁目9番1号
青葉第二	青葉五丁目八一モ二一ホール	東区青葉五丁目20番23号
舞松原第一	舞松原小学校講堂兼体育館	東区舞松原五丁目19番1号
舞松原第二	多々良中学校武道場	東区水谷一丁目18番1号
若宮第一	若宮小学校講堂兼体育館	東区若宮三丁目12番1号
若宮第二	福岡矯正管区体育館	東区若宮五丁目3番53号
香椎第一	香椎小学校講堂兼体育館	東区香椎駅前三丁目2番1号
香椎第二	香椎公民館	東区香椎駅前二丁目17番19号
香椎下原第一	香椎第3中学校武道場	東区香椎駅東三丁目33番1号
香椎下原第二	香椎下原公民館	東区下原一丁目4番2号
香椎東第一	香椎会館	東区香椎四丁目13番17号
香椎東第二	香椎東小学校講堂兼体育館	東区香椎台一丁目9番1号
香住ヶ丘第一	香住ヶ丘小学校講堂兼体育館	東区香住ヶ丘三丁目10番1号
香住ヶ丘第二	香住ヶ丘公民館	東区香住ヶ丘一丁目27番1号
和白第一	和白公民館武道場	東区和白三丁目28番31号
和白第二	和白小学校講堂兼体育館	東区塩浜一丁目6番1号
三苫	三苫公民館	東区三苫三丁目3番41号
奈多第一	奈多小学校講堂兼体育館	東区奈多団地40番1号
奈多第二	奈多公民館	東区奈多二丁目14番2号
美和台第一	美和台小学校講堂兼体育館	東区美和台二丁目25番1号
美和台第二	和白丘中学校武道場	東区和白丘三丁目13番1号
和白東第一	和白東小学校講堂兼体育館	東区高美台二丁目8番1号
和白東第二	和白東公民館	東区高美台二丁目1番8号
西戸崎第一	西戸崎公民館	東区西戸崎五丁目1番1号
西戸崎第二	大岳集会所	東区大岳三丁目18番4号
志賀第一	志賀公民館	東区大字志賀島736番地60
志賀第二	勝馬公民館	東区大字勝馬1587番地2
志賀第三	弘集会所	東区大字弘2454番地1
照葉第一	照葉公民館	東区香椎照葉二丁目2番12号
照葉第二	照葉北公民館	東区香椎照葉三丁目2番1号

議案第 77 号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙における東区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

- 1 場所 福岡市東区香住ヶ丘一丁目 12 番 2 号
福岡市立東体育館
- 2 日時 令和 4 年 11 月 20 日 午後 9 時 15 分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 63 条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 64 条の規定による。

第六十三条（開票所の設置）

開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第六十四条（開票の場所及び日時の告示）

市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第 78 号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙につき、東区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 場所 福岡市東区箱崎二丁目 54 番 1 号
福岡市東区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和 4 年 11 月 17 日 午後 6 時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第 62 条第 6 項の規定による。

- 第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。
- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十

人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等
- 3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。
- 7 以下省略

議案第 79 号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙につき、東区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和 4 年 10 月 25 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が 10 人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から 10 本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から 2 本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が 10 人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上あるときは、前記 1 (5) に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定による。

第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があ

つたとき 当該参議院名簿届出政党等

- 3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。
- 7 以下省略